県立保健福祉大学の今後の評価委員会の取り扱いについて

１　概要

地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴う、神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）の今後の取り扱いについて検討する。

２　経緯（地方独立行政法人法の一部改正）

　令和５年６月、第13次地方分権一括法により地方独立行政法人法の一部が改正され、地域における高等教育機会の提供や、地域社会での知的・文化的拠点として公立大学が本来の役割に資する業務に一層取り組むことができるよう、公立大学法人においては、中期計画に「中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標」を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止することとなった。（令和６年度から開始する中期目標・中期計画に適用）

　これに伴い、令和７年度以降の評価委員会の取り扱いについて検討が必要

３　従来の評価委員会の概要

(1) 毎事業年度

　　ア　開催回数・開催時期

　　　　年２回。７月及び８月に実施。

　　イ　議題

　　　　業務実績報告書の評価（年度評価）に加えて、財務諸表及び利益処分案に対する意見聴取を実施。

(2) 見込み評価年度及び中期目標期間終了年度

ア　開催回数・開催時期

　　　　年２回。７月及び８月に実施。

　　イ　議題

最後の事業年度の前々事業年度の評価を見込み評価として、最後の事業年度終了後の評価を期間評価として実施。

４　検討の視点

(1) 大学における事務負担の軽減

法改正の趣旨を踏まえ、評価委員会実施に際して、大学の事務負担に配慮する必要がある。

(2) 県議会への報告、説明責任

・　年度評価廃止後も、地方独立行政法人法第34条に基づき、公立大学法人は毎事業年度、事業報告書、財務諸表及び決算報告書を事業年度の終了後３カ月以内に県に提出し、その承認を受けなければならない。

・　事業報告書等については、地方自治法第243条の３に基づき、県議会第３回９月定例会に報告することとなっており、法人運営にかかる経費のうちの一部が県からの運営費交付金で賄われている以上、事業内容及び中期計画の進捗状況について県議会に説明する必要がある。

　(3) 利益処分案に関する県財政当局との調整

　　　利益処分案については、毎年度、財政当局と調整の上、県（医療整備・人材課）が承認しているが、財政当局との調整にあたっては、評価委員会の意見※が根拠の源泉になっている。（※「妥当である」という意見）

５　今後の評価委員会の取り扱いについて（案）

(1) 毎事業年度の評価委員会

ア　開催回数・開催時期

年１回、７～８月に実施。（県議会第３回９月定例会の前まで）

イ　議題

・　事業報告書について

大学が中期計画に位置付けられた事業の実施状況を把握したうえで作成した事業報告書について、評価委員会に対して説明の上、意見を聴取。

　　　（見ていただきたい主な視点（想定）：入卒状況、研究の成果とその発信、

地域貢献）

・　財務諸表等、利益処分案について

従来通り作成し、評価委員会に対して説明の上、妥当であるか否かの意見を聴取。

(2) 見込み評価年度及び中期目標期間終了後の評価委員会

　　　　従来通り、引き続き、実施

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ｒ６ | Ｒ７ | Ｒ８ | Ｒ９ | Ｒ１０ | Ｒ１１ | Ｒ１２ |
| 公立大学法人評価 |  |  |  | ● | ○  ４年目終了時  見込み評価 | ● | ○  最終年終了時  期間評価 |
| 事業報告書  作成・自己点検 |  |  |  |  |  |  |  |

●：業務実績報告書作成、〇：評価実施

６　今後のスケジュール

・　令和６年８月９日

令和６年第２回評価委員会で、本件の取り扱いを諮問。

・　令和６年12月まで（予定）

上記委員会の意見を踏まえ、来年度の評価委員会において報告する事業報告書の記載内容等について、他の事例も踏まえながら、県と大学で検討

・　令和７年３月中（予定）

令和６年度事業報告書の記載内容の決定